

第 3 3 回 農 地 部 会
議 事 録

期 日

平成 2 9 年 4 月 1 4 日 開 会

平成 2 9 年 4 月 1 4 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成29年4月14日(金)午前9時30分 米沢市農業委員会第33回農地部会をJA山形おきたま米沢支店第1会議室に招集した。

出席委員(16名)

1番 吉田健二 委員	7番 中根友裕 委員	15番 伊藤精司 委員
2番 大橋久芳 委員	8番 高橋信夫 委員	16番 高橋秀治 委員
3番 佐藤健一 委員	9番 鈴木孝一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 高橋祐弘 委員	10番 佐久間英之 委員	18番 石川正義 委員
5番 二宮啓一 委員	12番 中村圭介 委員	
6番 長谷部秀昭 委員	13番 菅野英一郎 委員	

欠席通告委員(2名)

11番 上村貞義 委員	14番 安部輝雄 委員
-------------	-------------

遅刻通告委員

なし

部会委員以外の出席委員

なし

部会委員以外の出席者

なし

会議に出席した事務局職員(4名)

農地主 査	戸田美恵子
主 査	水谷春栄
主 査	仁科恭浩
主 事	渡部史紀

会議に付議した事項

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について |
| 議第4号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第6号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第7号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第8号 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について |

開 会 午後3時00分

議 長 春の作業のほうもぼちぼちと始まっております。きょうも2名ほど体調不良というようなことで欠席というようなことですが、体には十分気をつけていただきながら作業のほうをとり行っていたきたいと思っております。

では、部会のほうを進めさせていただきます。

きょうは、後半、この後、また会議がありますので、スムーズな運営をお願いいたします。

それでは、ただいまより第33回農地部会を開催いたします。先ほど委員憲章の唱和を終えたということで、部会のほうは省略させていただきます。

本日の出席委員は18名中16名であり、去る4月7日に通知しました第33回農地部会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、17番大野澤進委員、2番大橋久芳委員を指名いたします。

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

戸田農地主査 (挙手)

議 長 戸田主査。

戸田農地主査 議案の訂正はありませんので、よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地につきまして、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたのでご報告いたします。

受理番号1号から3号までの計3件でございます。田が3筆で137㎡、畑が2筆で581㎡、合計5筆で718㎡となっております。

受理番号1号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和59年ごろです。申請理由は、申請地を宅地の一部として昭和59年に購入し、平成22年に更地とし、宅地として利用してきたためです。

受理番号2号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和34年ごろです。申請理由は、昭和34年ごろから建物(1棟)が建築されているためです。

受理番号3号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田及び畑から宅地への転用です。

転用年月日は昭和45年ごろです。申請理由は、昭和45年ごろより作業小屋として利用しているため(3228について)、昭和45年ごろより住宅として利用しているため(2074-1、2075-1)です。

以上、ご審議のほうよろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号1号から12号までの計12件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田37筆 55, 237. 41㎡、畑2筆 1, 170. 00㎡、合計39筆 56, 407. 41㎡です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人へ売買するためです。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ 相続人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は耕作人死亡により別人と賃貸借をするためです。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ 相続人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は耕作人死亡により別人と賃貸借をするためです。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ 相続人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は耕作人死亡により別人と賃貸借をするためです。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ 相続人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は耕作人死亡により別人と賃貸借をするためです。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ 相続人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は耕作人死亡により別人と賃貸借をするためです。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借するためです。

受理番号8号 貸人 ○○○○ 相続人 △△△△、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借するためです。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は契約内容の変更のためです。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ 相続人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は耕作人死亡により農地返還するためです。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借するためです。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。解約事由は別人と賃貸借するためです。

以上、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から20号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査
議 長
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めます。

受理番号1号から20号までの計20件です。申請人及び土地等の表示は記載のとおりです。筆数及び地積は、田73筆 119, 738. 00㎡、畑7筆 4, 739. 00㎡、計80筆 124, 477. 00㎡です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は同一世帯内での生前贈与（後継者へ）一括による贈与です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人△△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号14号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号15号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人△△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地等の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

それでは、1号。

2 番

(大橋久芳委員 挙手)

議 長

大橋委員。

2 番

2番大橋です。

私のほうから1号、7号、8号、9号と17号をご説明申し上げます。

全て佐藤利夫委員の案件でございますが、農事相談の折、説明いただきましたので、ご報告申し上げます。

1号については、○○○○さんと△△△△さん、相手方の要望による賃貸借というようなことでございます。

7号については、○○○○さんと△△△△さん、前に借りていた方が亡くなった関係で、○○○○さんのほうが新たにお借りするという相手方の要望でございます。

8号も同じで、○○○○さんが借りて、△△△△さんの田をつくるというようなことでございます。

9号につきましては、○○○○さんと△△△△さん、相手方の要望による賃貸借というようなことでございます。

17号につきましては、○○○○さんと△△△△さんが○○○○さんの要望によつての賃貸借というようなことで、いずれも問題ないということでしたので、よろしくお願ひいたします。

議 長

2号。

5 番

(二宮啓一委員 挙手)

議 長

二宮委員。

5 番

5番二宮です。

2番、3番についてご説明申し上げます。

この案件は、議第1号にも載っておられます亡くなられた○○○○さんが生前耕作されていた田んぼでございます。2号については、△△△△さん、3号については○○○○さん本人に直接お会いして話を伺ってきました。いずれも隣地であることから、相手方の要望ということで、両名とも一生懸命農家をやられている方で、何ら問題はないものと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長

4号。

1 7 番

(大野澤 進委員 挙手)

議 長

大野澤委員。

1 7 番

1 7 番大野澤です。

私のほうからは4号と6号をご説明いたします。

4号については、我彦正福委員の案件であります。去る農事相談の折に我彦正福委員からお伺いしました。〇〇〇〇さんの要望で△△△△さんのほうに売買というようなことで、何ら問題ないという報告を受けております。

6号につきましては、私の案件でありますけれども、〇〇〇〇さんよりの要望の△△△△さんへの賃貸借というようなことで、何ら問題ないというふうに思います。よろしく申し上げます。

議 長
3 番
議 長
3 番

5号。

(佐藤健一委員 挙手)

佐藤委員。

3番佐藤です。

それでは、5号の案件をご説明申し上げます。

この案件については、小関委員の担当でありまして、農事相談の折に小関委員から話をお伺いしております。〇〇さん、親子でありまして、今回、息子さんに生前贈与をして農業を継承していくというふうなことで、何ら問題ないというふうに思われますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議 長
1 0 番
議 長
1 0 番

1 0号、お願いいたします。

(佐久間英之 挙手)

佐久間委員。

1 0番佐久間です。

1 0号と1 2号、1 3号を説明申し上げます。

1 0号については、〇〇〇〇さん、今まで親戚の方に田んぼをつくっていらったそうですけれども、ことしからやめるというようなことで、隣地を耕作しておられる△△さんに頼んでというようなことであります。

1 2号、1 3号であります。〇〇〇〇さんは、昨年まで△△の方に田んぼを貸していたわけですが、年齢による離農というようなことで、このたび、同じ〇〇地内の△△さんと〇〇さんをお願いをしてつくってもらったというようなことになったそうでもあります。

問題ないと思われます。よろしく申し上げます。

議 長
4 番
議 長
4 番

1 1号。

(高橋祐弘委員 挙手)

高橋委員。

4番高橋です。

受理番号1 1号についてご説明申し上げます。

去る4月4日に借人の〇〇〇〇さんとお会いまして、△△さんからの要望ということでの賃貸借ということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
8 番
議 長
8 番

14号。
(高橋信夫委員 挙手)

高橋委員。
8番高橋です。

14号、15号についてご説明申し上げます。

この両案件は、上村委員の調査案件ですが、きょうは欠席のため、かわりに報告申し上げます。両案件とも、渡人は〇〇〇〇さん、要望の売買になります。△△さんが高齢になり農業をできなくなったために、隣接するそれぞれ、〇〇さん、△△さんに買ってもらう案件であります。問題ないと思われまふ。よろしくお願ひします。

議 長
7 番
議 長
7 番

16号。
(中根友裕委員 挙手)

中根委員。
7番中根です。

受理番号16号の案件なんですけれども、これは古畑委員の案件でございまして、農事相談の折にご説明ありました。貸人の△△さん、これは△△の方なんですけれども、バラのハウスをつくっておりまして、数年前に雪でつぶされまして片づけまして、借人の△△さんが田んぼを作付するということで報告ありました。問題ないと思われまふ。よろしくお願ひします。

議 長
16 番
議 長
16 番

18号。
(高橋秀治委員 挙手)

高橋委員。
16番高橋です。

18号、19号についてご説明します。

こちらは農協仲介での賃貸借ということで、19号の〇〇〇〇さんとお話を聞いてきました。昨年度まで大豆、ソバ等を転作として作付しており、本年度も△△△△さんのまたお借りして作付していくということでしたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
9 番
議 長
9 番

20号。
(鈴木孝一委員 挙手)

鈴木委員。
では、受理番号20号について報告させていただきます。

〇〇〇〇氏、借人の△△△△ですが、△△△△の構成員〇〇〇〇氏とまた△△△△さんと3月30、31日にそれぞれお会いしまして確認させていただきまして、△△さんの要望により賃貸借で管理をお願ひしますというよう

なことの両者の合意の上での賃貸借であります。ご審議のほどよろしくお願
いします。以上です。

議 長 それでは、受理番号1号から20号までについて、意見並びに質問ありま
せんか。ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から20号までについて、許可することに異議あ
りませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号から20号までについて、許可することに
決定いたしました。

次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から3号を上程いたします。

議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 議第3号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画を変更した
いと申請があったので、農業委員会に付議いたします。

受理番号1番、許可、昭和50年11月4日、指令農構第6209号で農
地法第5条の許可を得ております。当初計画者、〇〇〇〇。承継者は同上で
ございます。土地の表示、事業計画、理由等については記載のとおりであ
ります。

続きまして、番号2号です。許可、平成2年12月21日付、指令農政第
941号で農地法第5条の許可を得ております。当初計画者、〇〇〇〇。承
継者、△△△△。土地の表示、事業計画、理由等については記載のとおり
です。

続きまして、次のページ。

受理番号第3号です。許可、平成29年1月13日付で農地法第5条の許
可を得ております。指令農委第45号です。当初計画者〇〇〇〇。承継者は
同上でございます。土地の表示、事業計画、理由等については記載のとおり
です。

以上、よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの受理番号1号から3号について、意見並びに質問ありませんか。
ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号から3号については変更することを条件に承認す
ることに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号から3号については、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。

受理番号1号の合計1件です。畑のみ1筆 302㎡、合計も同一でございます。

受理番号1号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は太陽光パネルの設置のためです。こちらは第3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

8 番 それでは、受理番号1号を上程いたします。

議 長 (高橋信夫委員 挙手)

8 番 高橋委員。

8 番 8番高橋です。

1号についてご説明申し上げます。

この案件は、先ほどの議第3号と関連しておりますが、場所は○○○○地内、4月4日に現地を確認し、△△さんにお会いしてきました。併設地とともにこちらの土地に太陽光パネルを設置するということです。事前着工等はありません。問題ないと思われます。よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの受理番号1号について、意見並びに質問ありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から6号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地

について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号1号から6号までの計6件で、田6筆 8, 574㎡、畑4筆 1, 675㎡、合計10筆 10, 249㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地の拡張のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは2種農地で、中山間地の小集団の農地です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート（2棟24世帯）の建設のためです。3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲（21区画）の造成のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ 代表理事 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の造成のためです。3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。
それでは、1号。

8 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 高橋委員。

8 番 8番高橋です。1号、4号、5号、6号についてご説明申し上げます。

1号は、寒河江委員の調査案件であります。寒河江委員が○○さんにお会いし、また現地確認をしてきました。△△さんが、場所は○○○○地内なんです、△△△△さんの空き家を購入し、また宅地の拡張をするということでの申請であります。現地確認した結果、この土地は既に造成なっております。理由といたしましては、この東側に団地造成してあるんですが、この団地を造成のとき、ここも一緒に造成なってしまったということです。3月末に△△さんから始末書を頂戴しております。

ご審議よろしくお願いたします。

続きまして、第4号。こちらも寒河江委員の案件であります。この案件は、先ほどの議第3号と関連しております。○○さんから△△さんが購入し、アパート建設の一部として利用するという事です。事前着工等はございませ

ん。問題ないと思われます。

続きまして、第5号。こちらは角屋委員の案件であります。角屋さんが4月2日に現地確認し、〇〇さんにお会いしてお話を聞いてきました。その結果、場所は△△△△地内なんです。角屋さんが現地を見てきた結果、申請地の南側、道路に面している部分ですが、一部土盛りされてアスファルトが敷かれて、車が4台分とまれるぐらいの土地が造成になっていたそうです。その結果、これを撤去してもらうよう要請し、きのう現在、見てきたら、もとに戻されていたということです。この土地は、〇〇さんから△△さんが購入し、宅地分譲するということです。

ご審議よろしく申し上げます。

続きまして、6号議案。こちらにも角屋委員の案件であります。場所は〇〇〇〇地内で、△△△△の西側に位置しております。この案件は、違反転用でありました。発見に至った経緯は、昨年6月に〇〇〇〇の西側の駐車場を△△△△で購入したいと委員会に相談があったそうです。その結果、農地台帳を確認した結果、申請地の南側にあります併用地、地番が〇〇〇〇なんです。こちらは平成10年11月付で5条許可が済んでおり、登記簿は田のままで地目変更されていないということでした。そして、今回の申請地、6番の△△△△は5条の転用許可申請は出していなかったそうです。関係者に聞き取りしたところ、平成10年併用地の〇〇〇〇は転用許可が出た後に地目変更しないで着工、また、平成22年に申請地を転用許可なしで着工、△△の担当者は、平成10年の転用は、今回の申請人〇〇さんの被相続人、亡くなっているんですが、△△さん主導で行っていたので、平成22年の転用も△△さんがやっていたかと思っていたということです。併用地の〇〇〇〇に関しては、昨年8月に非農地証明が出されましたが、今回の申請地に関しては、昨年6月に申請人により始末書を提出していただいております。ご協議よろしく申し上げます。以上です。

議 長
1 7 番
議 長
1 7 番

では、2号。
(大野澤 進委員 挙手)

大野澤委員。

受理番号2号をご説明いたします。

去る4月10日だったんですけども、行政書士の〇〇さんのほうに一応電話で確認をしました。△△さんは、当初こちらに住むということで土地を購入したわけですけども、その年に会社の都合で一応転勤というようなことで、今現在、宮城県のほうに住んでおるといようなことでした。こちらに戻る状態ではないようなことで、宮城県のほうでもうちを建てて今住んでいるというような状況でありました。これに基づいて、承継者の〇〇さんがこの土地を譲り受けてうちを建てたいと。現在、アパートを借りているということで、第3号にも載っておりますけれども、住居が狭くなったことや、

ひとり暮らしの祖母が高齢のためというようなことであります。何ら問題ないというふうに思われます。以上です。

議 長
4 番
議 長
4 番

3号。

(高橋祐弘委員 挙手)

高橋委員。

4番高橋です。

受理番号3号についてご説明申し上げます。

申請地図をごらんになってください。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが買い受けて一般住宅を建設するというので、11月の部会にもちょうど今申請地になっている左隣のところの真ん中が許可になって、今、住宅が建っております。その脇ということでございます。現場も見てきましたが、事前着工等もないということで、この〇〇さんは今△△に住んでいるわけでございます。〇〇〇〇さんの実家が同じ△△区にあるということで、子供の学校、左側が〇〇〇〇、そして右上が△△△△、学校にも近いということで、居住地よりも実家が近くなるということで申請理由ということで問題ないと思われますので、よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの受理番号1号から6号について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号1号から6号について許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号1号から6号について許可することに決定いたしました。

次に、議第6号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から60号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査

(挙手)

議 長

仁科主査。

仁科主査

議第6号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

本議案につきましては、受理番号1号から60号までの計60件でございます。

内訳につきましては、相対による所有権移転売買4件、農協仲介による新規の賃貸借権設定2件、農協仲介による再設定16件、相対による新規賃貸借設定が13件、再設定が25件でございます。

合計の地積につきましては、田259筆 409,286.94㎡、畑5筆 656㎡、よって合計は264筆 409,942.94㎡でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。相対による売買です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農業仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 山△△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につき

しては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号57号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号58号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号59号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号60号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

各案件とも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、審議のほうよろしくお願いたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から60号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号から60号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から12号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査
議 長
仁科主査

(挙手)

仁科主査。

議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

本件は、先の農地法3条及び集積計画によるものでございます。

受理番号1号から12号までの計12件で、この筆数、地積につきましては田のみ48筆 105,252.00㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号3号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積

につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号4号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号5号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号6号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号7号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号8号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号9号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号10号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号11号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号12号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から12号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号から12号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更

について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

戸田農地主査

(挙手)

議 長

戸田主査。

戸田農地主査

議第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について。本日、農林課の担当者に来ていただいておりますので、農林課の担当のほうから説明をさせていただくことになります。

お願いいたします。

農 林 課

お世話になっております。農林課農政担当の藁科と申します。

私のほうから、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村の基本構想の一部改正についてのご説明を申し上げます。

皆様のお手元に資料2つ届いているかと思いますが、1枚がA4、1枚で、変更にかかわるところを抜き出したものになっております。もう一つがホチキスどめになっておまして、新旧対照表、変わったところを赤字で示させていただきます。お持ちしております。

内容といたしまして、1から8になりますが、全て農地法及び農協法の改正に伴う表記の変更、条ずれの変更というふうになっております。それについては既にご存じでいられると思いますが、大きく米沢市の基本構想の内容に変更があるというわけではなく、あくまでも表記の変更、条ずれの修正という形での今回の改正の付議となっております。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、当該基本的な構想の変更、異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、当該基本的な構想の変更について、異議がなかったことを米沢市長に報告いたします。

以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

戸田農地主査

(挙手)

議 長

戸田主査。

戸田農地主査

事務局のほうから連絡とお願いがありますので、しばらくちょっと資料を渡しますので、お待ちください。

今、皆様のお手元に、今ちょうど隣で農政振興部会を行っているところですが、その中の報告としまして、28年12月27日に平成30年度以降の農業政策に関する意見書というものを市長と議長のほうに提出しております。その結果、議会のほうで早速動いていただきまして、国のほうに意

見書ということで、3月24日に意見書を提出していただいたということです。

もう一つのほうは、29年3月30日に大雪による農業被害に関する意見書ということで、このような形でもって市長と議長のほうに意見書を提出しているというところでもあります。

一応、農事相談の中で、どういった形、どういうふうな意見書を出したのかというのが農地部会のほうでわからないということでもありましたので、意見書をそのまま写しを皆様にお渡しして報告にかえさせていただきたいと思えます。

あともう一つ、担当のほうから、28年度の記録カードのほう、総括ということで、本年度から交付金の関係で県のほうに必ず提出しなければならないというようなこともありまして、できましたら今月中に出していただきたいということのお願いでありますので、皆様、よろしく願いいたします。用紙のほうは私持っておりますので、もし、ない方は言ってください。

以上、連絡になりますので、よろしくお願い致します。

議長 それでは、スムーズな部会運営にご協力いただき、まことにありがとうございました。

議長 そのほか、皆さんの中のほうから何かありませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、先ほども述べましたが、スムーズな部会運営にご協力いただき、まことにありがとうございました。

これをもちまして第33回農地部会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後4時20分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成29年4月14日（金）

米沢市農業委員会

農地部会長

議事録署名委員

議事録署名委員
